第45回

小規模多機能型居宅介護の計画ー宿泊室ー

近畿大学 建築学部 准教授 山口 健太郎



【経歴】

京都大学大学院を卒業後、株式会社メトス、国立保健医療科学院協力研究員を経て 2008 年より近畿大学理工学部建築学科講師。 2011 年 4 月より現職。

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの研究を行うかたわら、高齢者施設の設計にも関わる。主な建物に「ケアタウンたちばな、設計監修、大牟田市」などがある。

小規模多機能型居宅介護(以下、小規模多機能)はショートステイとデイサービスの複合と喩えられることが多い。通いと泊まりという単体の機能だけを取り出せば、デイサービスやショートステイに類似しているともいえる。だが日中と夜間の連続性という点では大きく異なる。デイ+ショートの場合は、別々の空間でケアが提供されるが、小規模多機能の場合は同一空間でケアが提供される。例えばデイ+ショートの場合、デイサービスが終わるとショートステイのエリアへの移動を伴うが、小規模多機能の場合は、日中に活動していた場所で夕食をとり、その場で眠ることもできる。同一空間で様々な行為が展開されるからこそ、小規模多機能の特徴である「ケア」と「空間」の「なじみの関係」が可能となる。

このような一つの空間を複数の目的で利用するという仕組みはありそうでなかった。高齢者施設では、機能ごとに施設が振り分けられ、施設内の部屋も用途ごとにつくられていた。高齢者施設の設備基準には、部屋の用途とそれに対応した面積が記載され、1つの空間に複数の部屋名をつけることはできなかった。それに対して小規模多機能では、なじみの関係性を実現するために「居間兼宿泊室」という2つの用途を持った部屋がある。日本には、一つの空間を日中は食堂や居間として使い、夜間は就寝場所にするという伝統的な住まい方がある。一つの部屋自体が多機能性を有しており、小さな空間の中で多人数が生活する事を可能とする。小規模多機能では、この日本的な考え方を取り入れ、まさに多機能な空間の使い方を想定している。

だが、実際の小規模多機能の設計図面や建物を見ると、この兼用室を用いている事例が少ない。小規模多機能の空間構成は認知症高齢者グループホームに類似している事が多く、各空間には食事や就寝といった単一の行為が割り振ら

れている。食堂と宿泊室は独立しており、食堂・居間に対して9部屋の宿泊室が廊下でつながる。そもそも小規模多機能とは何かという事が問われている。初期段階において、類似した空間構成として認知症高齢者グループホームが参照され、それが広まったと考えられる。だが、このような空間では小規模多機能ならではの認知症ケアが実践しにくい。認知症の中には、気の合った人のそば(職員や利用者)にいることで落ち着く人がいる。独りだと寝付けないが、そばに誰かがいてくれると安心して休むことができる。居間兼宿泊室であれば、職員は食堂と居間の扉を開け、食堂で洗い物や記録をつけながら利用者を見守るこができる。時には居間で一緒にテレビを見て、のんびりと過ごすこともできる。時間が経つにつれて利用者もウトウトとしはじめ、側にある布団で眠り出す。兼用室があることで、このような家庭の中でよく見られる一場面が実現できる。

また、グループホーム型のもう一つの問題点は、9部屋の宿泊室が並ぶと住宅的な空間スケールを逸脱してしまい、施設らしくなってしまうという点にある。 兼用室を用いると施設全体の規模が小さくなり、生活上の落ち着きが得られやすく、また、建設費も安くなる。

では、次に実際の計画時における居間兼宿泊室の数について考えてみたい。 上記に記載したような他者との関係性を求める認知症の人は概ね数名であり、 全てを兼用室にしてしまうとプライバシーを求める人への対応が困難となる。 兼用室については概ね 3 部屋程度に留めておくのがよいだろう。宿泊室の基準 面積は 7.43 ㎡以上(約 4.5 畳)であるが、居間として利用を考えれば最低でも 6 畳以上は必要となる。

就寝機能だけの宿泊室については、ベッドと洗面台、小さなタンスを設置できるスペースを確保する。基準である 7.43 ㎡の場合、3 つの家具を室内に設置すると車いすでの移動が困難になる場合がある。数日程度の短期の宿泊であれば狭い部屋でも我慢できるが、中長期になると生活上の不具合が出てくる。設計に際しては特養の基準である 10.65 ㎡を目安にすることをお勧めしたい。また、宿泊室全体の部屋数については、最大値の「9」である必要はない。私は兼用室 3 室、専用室 6 室を基準としながらも、建物のスケール感や敷地の形状に合わせて専用室を 4 もしくは 5 部屋として計画している。小規模多機能の基本理念は在宅生活の継続であり、宿泊室は家族または本人の一時的、または、臨時の避難場所となる。特別養護老人ホームの待機待ちのように、利用開始時から長期利用するのではなく、徐々に慣れていく中での泊まりがある。宿泊室は、少し空きがあるぐらいの方が良いケアが出来ている証拠であり、常に満室にしておくものではない。設計時においては通いや訪問で在宅を支える事を念頭に置きながら、泊まりの数について議論してもらいたい。